

議案第47号

鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県民生委員定数条例（平成27年鹿児島県条例第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表出水市の項中「130人」を「134人」に改め、同表西之表市の項中「53人」を「54人」に改め、同表薩摩川内市の項中「299人」を「305人」に改め、同表日置市の項中「141人」を「142人」に改め、同表霧島市の項中「286人」を「279人」に改め、同表南九州市の項中「122人」を「123人」に改め、同表始良市の項中「154人」を「157人」に改め、同表肝付町の項中「61人」を「59人」に改め、同表天城町の項中「24人」を「26人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

（提案理由）

民生委員の定数を変更するため、所要の改正をしようとするものである。